

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件（金融庁告示第八十一号）【最終改正 平成二十年九月二十五日（金融庁告示第五十八号）】

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する法人を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。なお、平成六年大蔵省告示第七十三号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件）は、平成十九年九月二十九日限り廃止する。

平成十九年九月二十八日

金融庁長官 佐藤 隆文

1 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する次に掲げる協同組織金融機関

一 農林中央金庫

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号

(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 労働金庫及び労働金庫連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。)

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。)

2 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社

3 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社

4 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資

法人

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行し、又は発行しようとする医療法人

6 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等